

議員提出第 3 号議案

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年12月17日

提出者	府中市議会議員	前	田	弘	子
賛成者	〃	浅	田	多	津子
	〃	田	村	智	恵美
	〃	赤	野	秀	二
	〃	目	黒	重	夫
	〃	服	部	ひ	とみ

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

去る12月6日に成立した、特定秘密の保護に関する法律（以下、秘密保護法）は、「特定秘密」指定の範囲が明確ではなく、国民の「知る権利」を損ない、憲法にうたわれている主権在民、平和主義、基本的人権を侵害する可能性があるとして、多くの国民の間に反対の声が上がっていた。また、政府が秘密指定した行政情報を知ろうとすれば方法によっては重罰が科せられると定められたことに対して、法曹界、文化人、市民団体やマスコミなど圧倒的多数が慎重審議を求めており、さらに、国連人権高等弁務官事務所からも、内部告発者や「秘密」を報じるジャーナリストへの脅威も含んでいる法案だと、懸念が表明されていたものである。

成立までの経過を見ても、11月26日の衆議院、国家安全保障に関する特別委員会では、与党が秘密保護法の質疑終局の動議を提出し、採決が強行された。衆議院本会議では4党修正案は2時間しか議論されておらず、採決では与党や修正案に合意した野党議員の中からも反対や退席が相次いだ。

11月28日に参議院、国家安全保障に関する特別委員会で審議入りし、12月5日に強行採決された。修正案に合意していたとされる党も退席するという異例の事態となったにもかかわらず、12月6日に参議院本会議で強行採決となり、与党のみで成立した。

法案の中央公聴会は開かれず、地方公聴会の開催は与党だけで強行に決められ、福島市とさいたま市で開催されたのみである。福島市では与党推薦を含む7人の公述人から法案に反対もしくは懸念が示され、慎重審議を求める意見が相次いだ。前日に突然開催が決まったさいたま市の公聴会では公述人はわずか3名であった。

以上の経過を見ても、議論の余地があった重要法案であったにもかかわらず、十分な審議が尽くされたとはいえない。公聴会の経緯も軽視しての強行採決は、国民の国会に対する信頼を揺るがし、およそ民主的な手法とはいえない。法案の内容も、「知る権利」が制限されるという懸念が解消されておらず、多くの国民の理解が得られたとはいえないものである。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、同法の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣